

最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、制限付き一般競争入札実施要領第14条第3項第1号の規定に基づき、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 最低制限価格制度は、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が2億円以下の工事に係る入札に適用するものとする。

(最低制限価格適用工事における入札公告の記載事項)

第3条 契約担当者は、最低制限価格を適用する工事（以下「適用工事」という。）を入札に付そうとするときは、入札公告において、当該入札に最低制限価格制度を適用する旨を明らかにしなければならない。

(最低制限価格)

第4条 契約担当者は、適用工事を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

2 最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者に係る入札は、無効とする。

(適用工事に係る最低制限価格の設定方法)

第5条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。

(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費に100分の80を乗じて得た額

(4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

(落札者の決定に係る特例)

第6条 適用工事に係る制限付き一般競争入札実施要領第14条第1項の規定の適用については、同項中「予定価格の制限の範囲内で」とあるのは、「予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、」とする。

2 適用工事に係る制限付き一般競争入札実施要領（事後審査型）実施要領第15条の規定の適用については、同項中「予定価格の制限の範囲内で」とあるのは、「予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、」とする。

附 則

この要領は、平成２３年１０月１日から施行する。